

事業者様

鳥取労働局登録教習機関
(一社)鳥取県労働基準協会

令和8年度「乾燥設備作業主任者技能講習」 (鳥労登教第20号)の開催について

標記の技能講習を下記の日程により開催致しますので、ご案内申し上げます。
なお、この作業主任者を選任しなければならない作業は後記のとおりです。

記

1. 受講定員 **60名** ※ 定員になり次第締切りますので、HP等で確認ください。

2. 講習日及び会場

講習日	会場
令和8年10月7日(水)	県立倉吉体育文化会館 中研修室 (倉吉市山根529-2)
令和8年10月8日(木)	

3. 講習日程

第1日	8:30～8:50 8:50～9:00 9:00～18:20	受付 事務局説明 設備の構造及び取扱いに関する知識(4H) 点検整備及び異常時の措置(4H) (昼食・休憩時間を含む)
第2日	9:00～18:20	乾燥作業の管理に関する知識(5H) 関係法令(2H) 学科修了試験(1H) (昼食・休憩時間を含む)

4. 受講資格について

- 乾燥設備の取扱い作業に5年以上従事した経験を有する者
- 学校教育法による大学又は高等専門学校において、理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上の乾燥設備の設計・制作・検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者
- 学校教育法による高等学校において、理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上乾燥設備の設計・制作・検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者

5. 受講料について

受講料	テキスト代	合計
15,400円	1,650円	17,050円

(税込10%)

(1) 受講料の支払方法

- ・銀行振込（振込済の写しを添付 ATM・インターネットバンキング可） **振込手数料は振込人負担**

【振込先】 鳥取銀行/鳥取支店 普通預金 No. 0273223 シャ) トトリケンロウウキジュンキョウカイ 一般社団法人 鳥取県労働基準協会

- ・現金書留（申込書と現金を同封） 送付先は下記の住所 当協会へ

6. 受講申込み手続き

- (1) HPより申込書をダウンロードして記入し、受講料を納入し郵送してください。
- (2) 写真（縦 3.0cm × 横 2.4cm）が2枚必要になります。
申込書の右上の欄に糊付けしてください。（修了証用の写真は後ではがしますので軽く貼付）

7. 受講申込み後の受講取消について

講習の1週間前までに申し出があった場合を除いて、受講料は返金しませんのでご注意ください。

8. 受講票について

受講申込者には、講習日の1週間前に「受講票」を郵送しますので、受講当日は必ず持参して講習開始10分前までに受付を済ませてください。

※ 学科修了試験を実施しますので、筆記用具を携行してください。

9. インボイス制度について

ご希望があれば 請求書又は領収証を発行致しますので、申込書送付時等にお知らせください。

10. 郵送先及び問い合わせ先

〒689-1112 鳥取市若葉台南1-17
一般社団法人 鳥取県労働基準協会
登録番号 T5270005000526
TEL 0857-52-7300 FAX 0857-52-7311

【 参考 】

労働安全衛生法施行令第6条8号 乾燥設備作業主任者を選任しなければならない作業

次の設備により物の加熱乾燥を行うもの

- (1) 乾燥設備（熱源を用いて、火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。以下同じ）のうち、危険物等（労働安全衛生法施行令別表第1の危険物及びこれらの危険物が発生する乾燥物をいう。）に係る設備で、内容積が1立方メートル以上のもの
- (2) 乾燥設備のうち、上記危険物以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの（その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時10キログラム以上、液体燃料にあつては毎時10リットル以上、気体燃料にあつては毎時1立方メートル以上の物に限る。）又は熱源として電力を使用するもの（定格消費電力が、10キロワット以上の物に限る。）